○尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成3年2月25日

条例第9号

改正　平成29年12月26日条例第35号

（この条例の趣旨）

第１条　この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条第1項、第20条の2第1項及び第20条の3の規定に基づき、商業地域及び近隣商業地域内の建築物における駐車施設の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　商業地域　都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。

(2)　近隣商業地域　都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域をいう。

(3)　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（仮設建築物を除く。）をいう。

(4)　駐車施設　自動車の駐車のための施設をいう。

(5)　自動車　法第2条第4号に規定する自動車をいう。

(6)　延べ面積　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。）をいう。

(7)　特定部分　建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分をいう。

(8)　非特定部分　建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途以外の用途に供する部分をいう。

(9)　大規模の修繕　建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。

(10)　大規模の模様替　建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。

（平29条例35・一部改正）

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第３条　商業地域又は近隣商業地域（以下「適用地域」という。）内において、次表（あ）項に掲げる計算式により算出した面積（以下「基準面積」という。）が1,500平方メートルを超えることとなる建築物を新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積を同表（い）項に掲げる延べ面積に区分し、それぞれの延べ面積をその区分に応ずる同表（う）項に掲げる面積で除して得た数値を合計したもの（以下「合計数値」という。）（延べ面積が6,000平方メートル未満となる建築物にあっては、合計数値に同表（え）項に掲げる計算式により算出した数値を乗じて得た数値。以下「最低駐車台数」という。）以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（あ）	特定部分の延べ面積＋非特定部分の延べ面積×2分の1		
（い）	(1)　特定部分のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分の延べ面積	(2)　特定部分のうち(1)の用途に供する部分以外の部分の延べ面積	(3)　非特定部分の延べ面積
（う）	200平方メートル	250平方メートル	450平方メートル
（え）	1－（1,500平方メートル×（6,000平方メートル－建築物の延べ面積））／（6,000平方メートル×		

	(お)項に掲げる計算式により算出した面積－1,500平方メートル×建築物の延べ面積)
(お)	特定部分の延べ面積＋非特定部分の延べ面積×2分の1

摘要

1　特定部分のうち観覧場の用途に供する部分には、屋外観覧席の部分を含むものとする。

2　非特定部分の延べ面積には、住宅の用途に供する部分その他規則で定める用途に供する部分の床面積を算入しない。

2　特定部分のうち事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち10,000平方メートルを超える部分の延べ面積を次表の左欄に掲げる部分に区分し、それぞれの部分の面積にその区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た面積を合計したものに10,000平方メートルを加えて得た面積を、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、前項の規定を適用する。

区分	率
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の部分	10分の7
50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下の部分	10分の6
100,000平方メートルを超える部分	10分の5

3　最低駐車台数は、第1項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定により算出されたものの数値に1未満の端数があるときはこれを切り上げ、その算出されたものの数値が2未満であるときはこれを2とする。

(平29条例35・一部改正)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第４条　適用地域内において、基準面積が1,500平方メートルを超える建築物を増築し、若しくは建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者、基準面積が1,500平方メートルを超える建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)のために大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「大規模修繕等」という。)をしようとする者又は建築物の用途変更で当該用途変更により当該建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなるもののために大規模修繕等をしようとする者は、これらの増築後又は用途変更後の建築物について前条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数からこれらの増築前又は用途変更前の建築物について同条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数(これらの増築前又は用途変更前の建築物の基準面積が1,500平方メートル以下であった場合は、1。以下「変更前最低駐車台数」という。)を減じて得た数値(これらの増築前又は用途変更前の建築物の新築について同条又は第7条の規定が適用されていなかった場合で、当該数値が0となるときは、1)以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、これらの増築後若しくは用途変更後の建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2　前項の増築又は用途変更に係る建築物について、当該増築又は当該用途変更のための大規模修繕等の工事の着手の際現に変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる駐車施設(以下「特定駐車施設」という。)が附置され、又は特定駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものが設置されている場合において、当該変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる部分を専ら当該増築後又は用途変更後の建築物を利用する者のための駐車部分(自動車の駐車の用に供する部分をいう。以下同じ。)として使用しようとするときにおける同

項の規定の適用については、この項の規定を適用せずに前項の規定を適用したならば算出されることとなる数値から当該変更前最低駐車台数を上回る分の台数(その使用に係る台数に限る。)を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなす。

(平29条例35・一部改正)

(建築物の敷地が適用地域の内外にわたる場合の措置)

第5条　建築物の敷地が適用地域の内外にわたる場合における前2条の規定の適用については、当該敷地の過半が適用地域内に属するときはこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が適用地域外に属するときはこれらの規定は適用しない。

(適用除外)

第6条　建築物の敷地でその全部又は過半が適用地域外に属していたものの全部又は過半が適用地域内に属することとなった場合は、その適用地域内に属することとなった日から起算して6月以内に当該敷地において次のいずれかに該当する行為に係る工事に着手する者については、当該行為の区分に応じ、当該号に定める規定は、適用しない。

(1) 建築物の新築　第3条

(2) 建築物の増築又は用途変更のための大規模修繕等　第4条

(平29条例35・追加)

(駐車施設の附置の特例)

第7条　第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第4条第1項の規定により駐車施設を附置すべき者は、交通の安全の確保若しくは交通の円滑化を図ることができ、又はその附置すべき駐車施設に係る建築物若しくは当該建築物の敷地の有効な利用に資すると市長が認める場合その他当該建築物又は当該建築物の敷地内に当該駐車施設を附置することができないことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、前条各号に掲げる行為の区分に応じ当該号に定める規定により算出した数値以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものを設置しなければならない。

(平29条例35・追加)

(駐車施設の規模及び構造)

第8条　第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は前条の規定により設置される駐車施設(以下この条において「駐車施設」という。)は、駐車部分の規模を、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、10台以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設にあっては、総駐車台数の10分の1に相当する台数から、車椅子利用者のための駐車部分(次項の規定に適合するものに限る。)に自動車を駐車させることができる台数を減じて得た台数以上の駐車部分の規模を、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上としなければならない。

2　駐車施設には、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上の車椅子利用者のための駐車部分を1台分以上確保しなければならない。

3　駐車施設は、自動車が安全かつ円滑に走行することができる車路により道路(建築基準法第42条に規定する道路をいう。)に通じているものでなければならない。

4　前各項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせる

ことができると市長が認めるものについては、適用しない。

５　前各項に規定するもののほか、駐車施設は、規則で定める規模及び構造その他の技術的基準に適合させなければならない。

（平29条例35・旧第6条繰下・一部改正）

（駐車施設に係る建築物等の届出）

第９条　第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により駐車施設を附置し、又は第7条の規定により駐車施設を設置すべき者(以下「附置義務者」という。)は、その附置し、又は設置すべき駐車施設に係る建築物について新築し、増築し、又は用途変更のために大規模修繕等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（平29条例35・追加）

（駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出）

第１０条　附置義務者は、その附置し、又は設置すべき駐車施設の附置又は設置に係る工事その他の必要な行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（平29条例35・追加）

（駐車施設の維持管理）

第１１条　第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は第7条の規定により設置された駐車施設に係る建築物又は当該駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するように維持し、及び管理しなければならない。

(1)　当該駐車施設に駐車させることができる自動車の台数が、第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置し、又は第7条の規定により設置すべき駐車施設にこれらの規定により少なくとも駐車させることができることとすべき自動車の台数以上の台数であること。

(2)　第8条第1項から第3項まで及び第5項の規定に適合すること。

(3)　当該駐車施設の設置の目的に適合すること。

（平29条例35・旧第8条繰下・一部改正）

（報告の聴取等）

第１２条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、附置義務者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、相当の期限を定めて駐車施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平29条例35・旧第9条繰下・一部改正）

（指導及び勧告等）

第１３条　市長は、第3条第1項、第4条第1項、第7条、第8条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第11条の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、同項に規定す

る者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る違反を是正するための計画を記載した書類の提出を求めることができる。

（平29条例35・追加）

（措置命令）

第１４条　市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく同項の規定により定めた期限までに当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平29条例35・追加）

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平29条例35・旧第11条繰下）

（罰則）

第１６条　第14条の規定による命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

２　第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

３　第9条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

（平29条例35・旧第12条繰下・一部改正）

（両罰規定）

第１７条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（平29条例35・旧第13条繰下・一部改正）

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成3年10月1日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号）第23条の開発事業の届出又は建築基準法第6条第1項の確認の申請（以下「届出等」という。）を受理されている者については、その現に受理されている届出等に係る建築物の新築、増築又は大規模修繕等（以下「新築等」という。）に限り、この条例は適用しない。ただし、この条例の施行の日から起算して6月以内に当該建築物の新築等の工事に着手しない場合は、この限りでない。

付　則（平成29年12月26日条例第35号）

（施行期日）

1　この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成3年尼崎市規則第44号）第4条の規定による届出をした者で、この条例による改正後の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設（尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第4号に規定する駐車施設をいう。以下同じ。）を附置すべき者に該当することとなるものについては、改正後の条例第9条の規定による届出をした者とみなす。

3　この条例による改正前の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は同条例第7条の規定により設置された駐車施設で、改正後の条例第3条第1項又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設を附置すべき者に該当しないこととなる者が附置し、又は設置したものについては、施行日以後は、改正後の条例第8条第1項から第3項まで及び第5項、第10条、第11条並びに第12条第1項の規定は、適用しない。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

5　付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

○尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成3年9月26日

規則第44号

改正　平成12年12月26日規則第67号　　平成19年3月26日規則第18号

平成27年3月31日規則第31号　　平成29年12月28日規則第57号

（この規則の趣旨）

第１条　この規則は、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年尼崎市条例第9号。以下「条例」という。）第3条第1項、第8条第5項、第9条、第10条及び第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平29規則57・一部改正）

（条例第3条第1項の表摘要2の規則で定める用途）

第２条　条例第3条第1項の表摘要2の規則で定める用途は、次のとおりとする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途

(2)　機械又は電気設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備に該当するものを除く。）の設置の用途その他これに準ずる用途で、自動車の駐車需要を生じさせる程度が極めて小さいと市長が認めるもの

(3)　その他市長が別に定める用途

（平29規則57・全改）

（特殊装置）

第３条　条例第8条第4項に規定する特殊な装置（以下「特殊装置」という。）は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定した装置とする。

（平29規則57・全改）

（駐車施設の規模及び構造その他の技術的基準）

第４条　条例第8条第5項の規則で定める駐車施設（駐車部分の延べ面積が50平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。）の規模及び構造その他の技術的基準は、次のとおりとする。

(1)　自動車の出口及び入口は、幅員4メートル未満の道路及び次に掲げる道路の部分に設けてはならない。ただし、交通安全上支障を及ぼすおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

ア　交差点の側端、道路の曲がり角又は横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分

イ　乗合自動車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の道路の部分

ウ　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分

エ　学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、児童公園その他これらに

類するものの出入口から10メートル以内の道路の部分

(2) 前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状態により当該前面道路に設けることが困難であると認められるときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(3) 自動車の出口及び入口の位置及びそれらの付近の構造は、道路交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとしなければならない。

(4) 自動車の出口付近の構造は、当該出口が接する道路を通行する者の存在を容易に確認することができるものとしなければならない。

(5) 車路の幅員は、次に掲げる駐車施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める数値以上としなければならない。

ア 駐車部分の延べ面積が500平方メートル未満である駐車施設　5メートル(一方通行の車路にあっては、3メートル)

イ 駐車部分の延べ面積が500平方メートル以上である駐車施設　5.5メートル(一方通行の車路にあっては、3.5メートル)

(6) 建築物である駐車施設の車路の傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないものとしなければならない。

(7) 建築物である駐車施設のはり下の高さは、次に掲げる駐車施設の部分の区分に応じ、当該ア又はイに定める数値以上としなければならない。

ア 車路　2.3メートル

イ 駐車部分　2.1メートル

2　前項第5号から第7号までの規定は、特殊装置を用いる駐車施設については、適用しない。

3　条例第8条第5項の規則で定める駐車施設(駐車部分の延べ面積が50平方メートル未満であるものに限る。)の規模及び構造その他の技術的基準は、市長が定める。

(平19規則18・平27規則31・一部改正、平29規則57・旧第5条繰上・一部改正)

(駐車施設の附置の特例の認定の申請)

第５条　条例第7条の規定による駐車施設の附置の特例の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した認定申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 駐車施設及び当該駐車施設に係る建築物の位置、規模及び構造

(2) 駐車施設の設置に係る工事の予定期間

(3) その他市長が必要と認める事項

(平29規則57・旧第7条繰上・一部改正)

(駐車施設に係る建築物等の届出)

第６条　条例第9条前段の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、次項各号に掲げる事項を記載した届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(1) 駐車施設に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認を必要とする場合(第3号又は第4号に該当する場合を除く。)　当該建築物について同項又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出する日

(2) 駐車施設に係る建築物について建築基準法第18条第2項の規定による通知を必要とする場合(次号又は第4号に該当する場合を除く。)　当該建築物について当該通知をする日

(3) 駐車施設に係る建築物に係る開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)について同法第29条第1項に規定する許可を必要とする場合(次号に該当する場合を除く。)　当該開発行為について同法第32条第1項の規定による協議をする日

(4) 駐車施設に係る建築物に係る開発行為について都市計画法第34条の2第1項に規定する協議をする場合　当該開発行為について同条第2項において準用する同法第32条第1項の規定による協議をする日

(5) 前各号に掲げる場合以外の場合　駐車施設に係る建築物について新築、増築又は用途変更のための大規模修繕等に係る工事に着手する日

2　条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 駐車施設及び当該駐車施設に係る建築物の位置、規模及び構造

(2) 駐車施設の附置又は設置に係る工事の予定期間

(3) その他市長が必要と認める事項

3　条例第9条後段の規定による届出は、あらかじめ、変更届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(平29規則57・追加)

(駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出)

第７条　条例第10条の規定による届出は、同条に規定する工事その他の必要な行為が完了した日以後速やかに、工事完了届出書により行わなければならない。

(平29規則57・追加)

(施行の細目)

第８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平29規則57・旧第9条繰上・一部改正)

付　則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

付　則(平成12年12月26日規則第67号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付　則(平成19年3月26日規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付　則(平成27年3月31日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付　則(平成29年12月28日規則第57号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。